

新たな信州登山案内人試験について

平成 24 年 1 月

信州登山案内人試験再設計作業部会

新たな信州登山案内人試験について

目次

まえがき	1
「新たな信州登山案内人試験の概要」	3
信州登山案内人新旧試験の比較	4
第1 基本的な考え方	5
1 試験の基本的な考え方	5
2 信州登山案内人の職能範囲	5
第2 試験制度の再設計	6
1 受験資格	6
2 実施する試験	7
3 筆記試験	7
4 作文試験	13
5 実技試験	13
6 試験の合否判定について	15
7 参考図書について	15
8 作業部会による検討の結果、導入を見送った試験について	16
9 既資格保有者の「専門とする山群」の追加について	17
10 試験の実施スケジュールについて	17
11 研修について	18
第3 事前説明会	19
付属資料	21

まえがき

長野県には、条例に基づく観光案内業の許可制度があり、この許可を得て登山案内を行っている山岳ガイドを「信州登山案内人」と呼んでいる。

長野県における山岳ガイド資格制度については、昨年度、その望ましいあり方をテーマに「長野県山岳ガイド資格制度のあり方等に関する研究会」（以下「研究会」という。）において検討され、平成23年1月に報告書が取りまとめられたところである。

それによると、長野県における山岳ガイドには、安全確保技術をはじめとする山岳ガイドとして求められる基本的な知識、技術のほかに、長野県の山岳の歴史や文化に関する知識、接客業としてのもてなしなど長野県の山岳ガイドにふさわしい独自性が求められるとされ、資格付与時に行う試験において、これらの知識、技術の有無を測る必要があるとされた。

また、この試験の具体的な実施方法については、専門部会を設け、検討すべきと提言されたところである。

この提言に基づき、昨年6月に「信州登山案内人試験再設計作業部会」（以下「作業部会」という。）を設置し、研究会報告書の提言を具体化すべく、試験制度の再設計を行ったところである。

検討作業においては、研究会の議論を踏まえながら集中的な議論を行い、今般報告書の取りまとめに至ることができた。

長野県観光部においては、この作業部会報告に基づき、新たな信州登山案内人試験を実施し、登山者に安全、安心な登山を提供できる魅力あふれる山岳ガイドを輩出し、登山者の心をつかんでもらいたい。

この制度が、今後の長野県山岳観光の振興の一助になることを期待するものである。

平成24年1月

信州登山案内人試験再設計作業部会委員長

東 秀訓

○ 留意事項

長野県観光案内業条例では、「報酬を受けて観光客の案内を業とする者」を「案内人」と呼んでいる。現実には、この条例の対象は登山者の案内を業とする「登山案内人」に限定し適用されており、この登山案内人を「信州登山案内人」と呼んでいる。

現行条例上は、この呼称は正式なものではないが、平成 16 年度以来、登山案内業を営む者に対し、条例に基づく許可を与えるために実施している試験を「信州登山案内人試験」と呼び、許可を得ている案内人も、日々の活動において「信州登山案内人」の呼称を用いている例もあり、一定の定着がみられるものである。

そこで本書では、正式には新たな条例が施行されることが必要であるが、それを前提として本県の新しい山岳ガイドについても「信州登山案内人」の呼称を使用することとする。

新たな信州登山案内人試験の実施方法の概要

○長野県山岳ガイド資格制度のあり方等に関する研究会報告書に基づく基本的な考え方

■試験の基本的な考え方

- (1) 信州登山案内人に必要とされる4つの能力知識の確認。
①安全確保能力 ②登山に関する一般的な知識 ③長野県の山の歴史や文化に関する知識 ④コミュニケーション能力
- (2) 信州登山案内人の職能範囲に応じた能力知識レベルを有しているかの確認。
- (3) 試験では、基本的な能力知識を確認し、その後の研修及び自己研鑽により資質を向上。

■信州登山案内人の職能範囲

- (1) 歴史や文化など長野県の山岳に関する幅広い知識を伝えること。
- (2) 無積雪期における、整備された登山道でのガイド行為。
- (3) 四季を通じた、自然に親しむことを目的としたハイキングにおけるガイド行為。
但し、ロープを積極的に使用する岩壁等登攀は除く。



1 受験資格

- (1) 年齢満20歳以上
- (2) 登山経験5年以上かつ通算の山行日数200日以上(うち標高1500m以上の雪山経験通算30日以上及び長野県内の山行日数100日以上並びに受験を希望する専門とする山群の山行日数30日以上)又はこれと同等レベル以上の登山経験を有する者であると県内登山案内人組合長から推薦があること。
- (3) 救急法基礎講習等を直近2年以内に受講していること。又は有効期間内であること。

(1)筆記試験

- ・ 共通問題及び選択問題を出题。
- ・ 試験時間:90分間。
- ・ 出題方式:記述式、穴埋め式、択一式及びマルバツ式。
なお、選択問題は択一式。
- ・ 出題分野は右表のとおり

○ 共通問題

- ・ 出題数及び配点
記述式問題:原則1問(配点5点、最大2問)
(気象や遭難事例への対応を200字程度で解答)
- ・ その他の問題:80問(1問につき1点)
- ・ 合格基準:7割以上

○ 選択問題

- ・ 県内の山岳を6つの山群に分類
①北アルプス、②中央・南アルプス、③八ヶ岳、④御嶽、⑤浅間・秩父、⑥北信五岳・志賀高原・関田山脈
- ・ 出題数及び配点
山群毎に各10問出題し、1問につき1点とする。
- ・ 合格基準:7割以上
- ・ 選択問題の成績に応じて、登録証(仮称)に「専門とする山群」を表記する。
- ・ 受験者は、1つの山群を選択してもよいし、複数の山群を選択してもよい。
- ・ 採点は山群毎に行い、合格基準に達した山群があれば、選択問題の合格となる。

2 実施する試験

○ 新たな信州登山案内人試験の出題分野について

区分	出題分野	共通問題	選択問題
①	条例	○	
②	自然公園	○	
③	読図	○	
④	植物、植生	○	
⑤	動物(鳥類、昆虫類含む)	○	
⑥	気象、天気図	○	
⑦	登山常識	○	
⑧	セルフレスキュー	○	
⑨	長野県 の山岳		○
⑩	長野県 の山岳		○
⑪	長野県 の山岳		○

○ 出題のイメージ

- 共通問題
1 ○ ○で正しいと思うものはどれか。
2
3
5
80
- 選択問題
次の6つ山群から、あなたが受験申込時に選んだ山群の問題を答えなさい。
採点は、1つの山群毎に行い、それぞれの山群で合格基準を設けます。
最終的に試験に合格した場合、合格基準に達した山群を、「専門とする案内人山群」として登録証に表記します。

新 (2)作文試験

- ・ 事前に課題を提示。提出は試験当日の受付時。
- ・ A4版横書きの指定用紙に、800字~1200字程度で自筆にて解答。
- ・ 課題は、志望動機及び資格取得後の意欲等。
(出題例)
「受験動機及びどのような心構えでガイド活動をしたいか書きなさい。」「受験動機及び長野県の山のどのような魅力を伝えたいか書きなさい。」

(3)実技試験

- ・ 現行試験の実施項目である、懸垂下降、セカンド確保は引き続き実施。
- ・ 搬送(人を背負う技術)を追加。
- ・ 試験会場:山岳総合センター人工岩場
- ・ 実際の登山現場の環境に近い実施方法に見直し。
- ・ 実施手順書を公表。

○ セカンド確保、懸垂下降

- 改
・ 人工岩場側面の下段テラスを利用した試験とする。
- ・ テラスにおいて、①セカンド確保を行い、お客役補助者を確保する。②懸垂下降で地面へ降り立つ。

○ 搬送

- 新
・ 受験者(A)1人、仮想遭難者(B)1人、補助者(C、D)2人とし、(A)は(C、D)の補助を得て、(B)を搬送できる状態にする。
- ・ 試験当日に受験者が持参する装備を使用し、10分以内に行う。なお、装備は事前に指定する。

3 合否判定

○筆記試験:
共通問題及び選択問題ともに合格基準に達した場合に合格

○作文試験及び実技試験:
採点基準に基づき、合格基準に達した場合に合格。

■ 筆記試験、作文試験、実技試験の全てに合格した場合に、信州登山案内人試験の合格とする。

試験に合格!

新

■ 案内人登録証(仮称)に
→「専門とする山群」の表示

ガイド活動

新

■ 専門山群の追加

■ 既資格保有者は、専門度合いの変化に応じて、「専門とする山群」を追加できる。

→ 通常の試験日に、追加を希望する山群の「選択問題」のみを受験。合格基準に達していれば、「専門とする山群」を追加できる。

研修の受講

■ 座学研修、実技研修の受講を義務付け

→ 資格更新の要件

新 4 参考図書

【公表の狙い】
信州登山案内人に求められる知識、技術を明らかにする。

■ 登山に関する知識・技術全般及び救急法:
→ 登山技術全書(山と溪谷社)
(1登山、2縦走登山、8山岳地形と読図、9登山医学入門、10山岳気象、11セルフレスキュー)

■ 長野県の山の歴史等:
→ 「見る・撮る・描く絶景の山」全5巻(信濃毎日新聞社)



信州登山案内人新旧試験の比較

区分		新たな試験	従来 of 試験
受験資格		○（一部改） （専門とする山群の登山経験を追加）	○
筆記試験	共通問題	○（一部改） （記述式問題を出題）	○
	選択問題	○ （専門とする山群毎に問題を出題）	—
作文試験		○	—
実技試験	下降技術及び 確保技術	○（一部改） （実際の登山現場の環境により近い方法に改善）	○
	搬送技術	○	—
参考図書の指定		○	—
登録証への「専門とする山群」の表示		○	—

第1 基本的な考え方

1 試験の基本的な考え方

平成22年度に設置された「長野県山岳ガイド資格制度のあり方等に関する研究会」（以下「研究会」という。）の検討結果に基づき、次の考え方で信州登山案内人試験を実施する。

- (1) 本県の山岳ガイド資格に必要とされる4つの能力知識を確認する。
 - ① 安全確保能力
 - ② 登山に関する一般的な知識
 - ③ 長野県の山の歴史や文化に関する知識
 - ④ コミュニケーション能力
- (2) 信州登山案内人の職能範囲に応じた能力、知識を有しているかを確認する。
- (3) 試験では、基本的な能力知識を確認し、その後の研修及び自己研鑽により資質の向上を図る。

2 信州登山案内人の職能範囲

研究会の検討結果は、次のとおりである。

- (1) 歴史や文化など長野県の山岳に関する幅広い知識を伝えること。
- (2) 無積雪期における整備された登山道でのガイド行為
- (3) 四季を通じた自然に親しむことを目的としたハイキングにおけるガイド行為。
ただし、ロープを積極的に使用する岩壁等登攀は除く。

第2 試験制度の再設計

作業部会では、研究会の検討結果に基づき、試験制度の再設計を行った。

1 受験資格

(1) 現状

次の全てを満たす者が受験資格を有する。

ア 年齢満 20 歳以上

イ 登山経験 5 年以上かつ通算の山行日数 200 日以上（うち標高 1500m 以上の雪山経験通算 30 日以上及び長野県内の山行日数 100 日以上）又はこれと同等以上の登山経験を有する者であると県内登山案内人組合長から推薦があること。

ウ 救急法基礎講習等を直近 2 年以内に受講していること。又はその有効期間内であること。

(2) 新たな試験の受験資格

次の全てを満たす者が受験資格を有する。

ア 年齢満 20 歳以上

イ 登山経験 5 年以上かつ通算の山行日数 200 日以上（うち標高 1500m 以上の雪山経験通算 30 日以上及び長野県内の山行日数 100 日以上並びに受験を希望する専門とする山群の山行日数 30 日以上）又はこれと同等以上の登山経験を有する者であると県内登山案内人組合長から推薦があること。

ウ 救急法基礎講習等を直近 2 年以内に受講していること。又はその有効期間内であること。

(3) 説明

ア 年齢、登山経験は、現行どおりを基本とする。

長野県観光案内業条例の廃止後においても、廃止前の長野県観光案内業条例に基づいて許可を得ている者が新たな資格制度に基づく資格を保有できる措置を取るため、現在許可を得ている者との均衡を考慮すると、条件を大きく変えることは不適當である。

また、本県の受験資格は（社）日本山岳ガイド協会の「満 20 歳以上で健康で体力があり、通算して 120 日以上の登山経験を有し、うち 20 日間が積雪期である者」という受験資格と同等以上の経験等を求めていることから、全国的な山岳ガイド資格と比較しても遜色ない受験資格となっており、これも現行どおりの受験資格とする理由である。

ただし、受験を希望する専門とする山群については、経験の乏しい山群を筆記試験のみで「専門」と表記することは好ましくないため、一定の山行経験を求めるものとする。

イ 県内登山案内人組合長の推薦制は引き続き採用する。

案内人組合（以下「組合」という。）は、歴史と案内人の育成の実績を有する組織である。その代表者である組合長は、組合の活動を通じ受験希望者の登山に関する知識、登山技術を客観的に判断できるものと拝察される。また、組合への未加入の者についても推薦がされる場合があるが、それは、組合への正式加入前に一定期間共に活動をし、その結果推薦をするものである。いずれも、組合での活動実績から推薦されるものであり、客観的な判断がされているものと推察できる。そのため、これまでどおり、推薦制を採用するものである。

なお、組合と遭難防止対策協会との関係や、多くの先輩案内人の有する知識、経験は得難いものがあるため、受験者には組合の意義を知ってもらうことが必要と考える。

2 実施する試験

新たな信州登山案内人試験においては研究会の検討の結果、実施を検討すべきとされた試験のうち、筆記試験、作文試験、実技試験を実施する。その新たな実施方法は、3以下に記載のとおりとする。

なお、長野県観光案内業条例に基づく許可は、案内人の活動範囲を本県内全域としている。これについては、「許可を受けたからといって、県内全域を案内できるわけではなく、専門に案内するあるいは案内できる山群があるものである。」という案内人からの指摘があった。この課題を解消するために、新たな試験では、その案内人が専門に案内できる山群を明らかにするための仕組みを取り入れることとする。

3 筆記試験

(1) 現状

ア 試験時間

90分間とし、60分経過後退室を認めている。60分で退室する者が大半となっている。

イ 出題分野及び出題数

- ・ 次の出題分野から原則として100問出題している。

出題分野
条例
自然公園
読図
植物、植生
動物（鳥類、昆虫類含む）
気象、天気図
登山常識
セルフレスキュー
長野県の山岳一般（山岳の歴史を含む）
長野県の登山ルート

ウ 出題形式

マルバツ（○×）式及び穴埋め式

（２） 新たな試験の筆記試験の方法

ア 出題の方法

共通問題及び選択問題を出題する。

イ 試験時間

現行どおり 90 分間とする。

ウ 出題分野及び出題レベル等

- ・ 現行の試験程度の出題分野及びレベルとする。
- ・ 試験では、基本的な知識を問うこととする。なお、読図や気象等安全確保に係る分野については、ガイド活動に必要なものとし、参考図書で知識を得ることが可能なものとする。
- ・ 出題分野は現行どおりとするが、長野県の山岳に関する問題を選択問題として出題する。なお、選択問題の出題方法は、県内を6つの山群に分類し、その分類ごとに問題を出題することとする。

出題分野		共通問題	選択問題
条例		○	
自然公園		○	
読図		○	
植物、植生		○	
動物（鳥類、昆虫類含む）		○	
気象、天気図		○	
登山常識		○	
セルフレスキュー		○	
長野 県 の 山 岳	長野県の山岳一般		○
	長野県の山岳の歴史・文化		○
	長野県の登山ルート		○

エ 合否判定及び専門とする山群

オの共通問題及びカの選択問題がともに合格基準に達した場合に、筆記試験に合格したものとする。

なお、選択問題については、複数の山群の選択を認め、いずれかの山群が合格基準に達していれば選択問題の合格とする。ただし、登録証（仮称）の「専門とする山群」については、合格基準に達した山群のみを表記する。

オ 共通問題

(ア) 出題形式

記述式、択一式、選択式、穴埋め式の混在とする。なお、マルバツ（○×）式は問題の内容によっては適当な場合があるため、廃止せず、極力少なくすることとする。

(イ) 出題数

記述式問題を原則1問（最大2問）出題し、その他の問題を80問とする。

(ウ) 記述式の問題

共通問題には、記述式の問題を出題する。

- a 気象事例や遭難事例を提供しその対応方法を、あるいは、本県の登山案内人制度の沿革などを解答する方式とする。
- b 200字程度で解答できるものとする。
- c 採点にあたっては、「解答に必ず入れるべきキーワード」を設定し、その

キーワード1つにつき1点を配点する。配点は最大5点とする。

(エ) 配点

記述式問題は1問につき最大5点、その他の問題については1問につき1点とする。従って、85点又は90点満点となる。

(オ) 合格基準

満点の7割以上の得点を合格とする。

カ 選択問題

研究会の検討結果にある「本県の山の歴史や文化、山小屋の歴史」に関する問題については、選択問題として出題する。なお、現行試験の出題分野のうち、「長野県の山岳」として出題されている「長野県の山岳に関する一般的な知識」や「長野県の登山ルート」についても、選択問題として出題し、「本県の山の歴史や文化、山小屋の歴史」とともに、試験の結果により、受験者が資格を取得した際の「専門とする案内山群」を登録するための根拠とする。

(ア) 出題形式

択一式とする。

(イ) 出題方法

本県の山岳を、①北アルプス、②中央・南アルプス、③八ヶ岳、④御嶽、⑤浅間・秩父、⑥北信五岳・志賀高原・関田山脈の6つの山群に分け、解答する山群を選択できる選択問題として出題する。

出題内容は、その山群に属する山の名前・標高、登山ルート等の基本的な知識、山及び山小屋の歴史・文化等とする。

(ウ) 出題数

山群ごとに10問出題する。

(エ) 配点及び合格基準

1問につき1点とし、7割(7点)以上の得点を合格とする。

(オ) 山群の選択及び登録証(仮称)への表記等

- a 受験者は、受験申込時に専門に案内をしたい、又は案内ができる単数又は複数の山群を選択する。試験においては、その山群の選択問題を解答する。
- b 難易度は、参考図書で知識を得ることが可能なものとする。
- c 選択した山群の成績が合格基準に達した場合、登録証(仮称)に「専門とする山群」として表記できるものとする。なお、選択する山群は複数でもよく、複数の山群が合格基準に達した場合は、「専門とする山群」には複数の山群を表記できるものとする。
- d 例えば、複数の山群を解答し、そのうち一部の山群のみが合格基準に達

した場合には、その合格基準に達した山群についてのみ合格とする。

(3) 新たな試験の筆記試験の方法の説明

ア 出題の方法

信州登山案内人に共通して必要とされる知識については共通問題として出題し、全ての受験者が解答することとする。

また、多くの山岳ガイドは、本県内の全ての山岳ではなく、専門に案内できる山群が存在するため、選択問題として山群ごとに問題を出題し、知識の有無を問うものとする。

イ 試験時間

現在は退室が許される試験開始後 60 分で退室する者が多いものの、記述式の出題及び選択問題を出題することにより、これまで以上に解答時間が必要となるため 90 分間とする。

ウ 出題分野及び出題レベル等

研究会の検討結果では、本県の山岳ガイドの独自性として、「本県の山岳ガイドは本県の山の歴史や文化、山小屋の歴史等を登山者に伝え、登山者の知的欲求を満たすべき」とされた。この本県の山岳ガイドの独自性となる知識を有するかを判断するために、筆記試験において、本県の山岳一般に関する出題の一部としていた歴史や文化等に関する問題を、改めて出題分野のひとつとした上で出題することとする。

(ア) 現行試験の出題分野は、山岳ガイド行為に必要な分野を網羅しているため、引き続きこれらの分野から出題する。また、研究会の検討結果に基づき、従来、本県の山岳一般に関する出題の一部としていた「長野県の山の歴史・文化」に関する問題を、出題数を増やして出題する。なお、出題分野は公表するものとする。

(イ) 現行試験の出題レベルは基本的な知識を問うものとなっており、新たな試験制度においても、現行試験どおり基本的な知識を問うものとする。なお、資格取得後の自己研鑽等により、より高度な知識等を習得していくことが不可欠である。「資格の取得が案内人活動のスタート」であり、その後の自己研鑽により知識技術レベルの向上を期待したい。

エ 出題形式

穴埋め式、択一式に加え、記述式の出題をする。マルバツ式の方法は、単に成否を問う問題では明解かつ出題がしやすいため、廃止はしないものの、知識の定着度を判断するためには必ずしも的確な方法とはいえない場合があるので、極力少なくする。

オ 出題数

筆記試験の問題数は、従来は 100 問であったが、このうちの 20～25 問程度については、新たな試験では選択問題へ移行する分野のものであった。そこで、新たな試験では共通問題を 80 問の出題とする。なお、この 80 問とは別に記述式の問題を原則 1 題、最大 2 題出題する。

また、選択問題では、山群ごとにその山群の登山ルート、歴史等を出題するが、成績の判定にあたっては、ある程度の出題数を確保した上で、知識の有無を判定することが妥当であることから、山群ごとに 10 問を出題するものとする。

カ 合否判定

共通問題の成績が合格基準に達していなければならないことについては議論の余地がない。選択問題の成績に合格基準が必要であるかについては、この部分が「新たな長野県の山岳ガイドの独自性」とされる部分であり、制度の根幹部分となるため、この部分が合格基準に達していなければ、資格を与えることはできないと考えるものである。

合格基準は、現行試験と同じく 7 割以上の得点とするものである。

(4) 現行条例に基づき許可を受けている者

現行条例に基づき許可を受けている者は、これまでの活動実績や既に試験に合格していることから、改めて試験は課さない。

新たな試験で導入される「専門とする山群」については、これまでの活動歴を尊重し、自己申告とすべきである。

(5) 筆記試験の出題イメージ

○出題のイメージ

○ 共通問題

1 ○○で正しいと思うものはどれか。

2

3

}

80

○ 選択問題

次の6つ山群から、あなたが受験申込時に選んだ山群の問題を答えなさい。

採点は、1つの山群毎に行い、それぞれの山群で合格基準を設けます。

最終的に試験に合格した場合、合格基準に達した山群を、「専門とする案内山群」として登録証に表記します。

I 北アルプス

1 ××で正しいと思うものはどれか。

2

}

9

10

II 中央・南アルプス

1

2

}

9

10

III ハケ岳

}

VI 北信五岳・志賀高原・関田山脈

4 作文試験

研究会の検討結果に基づき、新たな信州登山案内人試験に、作文試験を導入する。

(1) 目的

解答を通じて受験者の努力目標、人柄を確認する。また、受験者にとっては、山岳ガイドになることを自問する機会となることを期待する。

(2) 実施方法

ア 事前に課題を提示し、筆記及び実技試験当日の受付時に提出させるものとする。

イ A4版の指定用紙（マス目）に800字以上1200字程度以下の自筆により作成するものとする。

ウ 課題は、志望動機及び資格取得後の意欲を問うものとする。

エ 課題については、毎年変える必要はなく、2問程度の課題を繰り返し出題することとする。

(出題例)

「受験動機及び資格取得後にどのような心構えでガイド活動していきたいか書きなさい。」

「受験動機及び顧客に対し長野県の山（登山）のどのような魅力を伝えたいか書きなさい。」

(3) 作文試験実施方法の説明

1日の試験日程の中で、筆記試験及び実技試験の実施に加え、作文試験の試験時間を確保することは困難である。

事前に与えられた課題に解答する方式であるため、どの受験者にとっても提出する答案を懇切丁寧に作成することが可能となる。「物事に丁寧に接すること」という信州登山案内人に必要な資質を確認することも意図している。

5 実技試験

(1) 現状

ア 実施項目

確保技術（セカンド確保）、下降技術（懸垂下降）

イ 試験会場

長野県山岳総合センター人工岩場

(2) 新たな実技試験の実施方法

研究会の検討結果では、現在の試験の実施項目を大幅に変える必要はないものの、人を背負う技術の試験や、応急手当の試験を検討すべき、また、より登山の現場の環境に近い場所での実施を検討すべきとされたところである。

新たな試験では、現在実施している試験項目（下降技術及び確保技術）については継続し、実施方法を登山の現場の環境により近い方法に改める。

また、搬送試験（人を背負う技術の試験）を導入する。

ア 確保技術及び下降技術

(ア) 試験会場 長野県山岳総合センター人工岩場

(イ) 人工岩場側面のテラスを使用した試験とする。

(試験のおおまかな流れ)

- ・ 受験者は、テラスにおいて、アンカーを使ってセカンド確保をする準備をする。その後、ロープに結ばれているお客役の試験補助員が登るのを確保する。
- ・ セカンド確保終了後、その場所で懸垂下降の準備を行う。準備完了後、懸垂下降を行う。

イ 搬送技術

(ア) 試験会場 長野県山岳総合センター人工岩場駐車場

他受験者からの目隠しとして、テントを設置し、実施する。

(イ) 試験当日の受験者の装備（ザック、ストック、雨具、スリング、カラビナ）を使用し、搬送を始めることができる状態をつくれるかを試験するものとする。

(ウ) 試験時には、受験者のほかに仮想遭難者（1名）及び補助員（2名）を配置し、受験者は補助員の補助を得て、仮想遭難者の搬送を始めることができる状態をつくるものとする。

(エ) 搬送を始めることができる状態にするまでに使用できる制限時間（試験時間）は、10分間とする。

(オ) 搬送試験にあたっては、次の観点で実施していることを明らかにしておくこと。

- a 筋力の有無を見ているわけではないこと。
- b 危急時に同行者全員が安全な場所へ移動できるかを判定していること。
- c 山岳ガイドが顧客を守ることを判定していること。
- d 危急時にリーダーシップを持って、顧客の安全を確保することができるかを見ていること（そのために補助員を配置していること）。

ウ その他

実技試験については、新たな実施方法の説明書（実施会場となる人工岩場の説明、実施方法例の写真に説明書きを入れ、段階的に手順を示したもの等）を作成し、公表する。また、事前説明会において解説を行う。

(3) 新たな実技試験の実施方法の説明

ア 実技試験会場及び実施方法

筆記試験会場からの移動時間、受験者の駐車場の確保、他の場所で実施する場合の植栽等への影響等を考慮し、現行どおり山岳総合センター人工岩場を試験会場とするが、実施方法を登山の現場の環境により近い方法とする。

イ 確保技術、下降技術

研究会報告を踏まえ、引き続き実施し、実施方法を現場の環境により近い方法とする。

ウ 搬送技術（人を背負う技術）

危急時には、遭難者を安全な場所に移動させることが重要となるため、これまでに試験項目としていなかった搬送技術の試験を課すこととする。

エ 応急手当の試験については、後述する。

6 試験の合否判定について

(1) 筆記試験の合否

共通問題、選択問題ともに合格基準に達した場合は、筆記試験の合格とする。

なお、選択問題については、選択した山群のうち、いずれかが合格基準に達していれば合格とする。（1つの山群を選択した場合は、その山群が合格基準に達していれば合格とし、複数の山群を選択した場合は、いずれかの山群が合格基準に達していれば合格とする。ただし、登録証（仮称）の「専門とする山群」の表記は合格基準に達した山群のみとする。）

(2) 作文試験の合否

試験主催者が別に定める採点基準に基づく採点の結果、合格基準に達した場合は合格とする。

(3) 実技試験の合否

試験主催者が別に定める採点基準に基づく採点の結果、合格基準に達した場合は合格とする。

(4) 総合判定

筆記試験、作文試験、実技試験の全てに合格した場合に、信州登山案内人試験の合格とする。

7 参考図書について

(1) 参考図書公表の目的

信州登山案内人に求められる知識、技術を明らかにすること、また、参考図書を公表することで、試験主催者が求める知識、技術レベルを明らかにする。

(2) 参考図書の位置づけ

参考図書に掲載されている知識、技術は信州登山案内人として必要なものと考え、受験者には日々習得の努力を重ねてほしいものである。ただし、全ての試験問題を、この参考図書から出題するものではない。

なお、指定にあたっては、書店や図書館において入手しやすいものとした。

(3) 参考図書

ア 登山に関する知識・技術全般及び救急法

登山技術全書（山と溪谷社）

1 登山入門、2 縦走登山、8 山岳地形と読図、9 登山医学入門、10 山岳気象、11 セルフレスキュー

選定理由：応急手当を含め、登山に必要な知識、技術について網羅されており、書店等にて容易に入手可能であるためである。

イ 長野県の山の歴史等

「見る・撮る・描く絶景の山」全5巻（信濃毎日新聞社）

選定理由：本県の山の歴史をはじめ、山小屋の歴史や地域情報が山域別に掲載されており、書店等で容易に入手可能であるためである。

ウ その他参考となる図書

北アルプス博物誌（大町山岳博物館編）、信州百名山（桐原書店）、日本登山史（白水社）、北アルプスこの百年（文春新書）

選定理由：本県の山の歴史をはじめ、山小屋の歴史や地域情報が掲載されている。書店での入手が困難なものもあるが、多くの図書館では蔵書となっている。

8 作業部会による検討の結果、導入を見送った試験について

(1) 応急手当の試験

研究会の検討の結果、導入を検討すべきとされた応急手当の試験については、次の理由により、導入を見送る。

ア 試験としては、ある限られたケースについて手当ができるかを試すものとなると想定されるが、試験をしたケースが常に起こるわけではないこと。

イ 現在、救急法の受講については受験資格の一部ではあるものの、資格更新時の要件とされていない。この救急法講習の受講を更新の要件の一部とすることにより、資格取得後も救急法に関する知識・技術が有効な状態を保持しつづけることが可能となること。

以上から、救急法講習の受講を資格更新の要件とすることとし、応急手当の技術試験は導入しない。

(2) 面接試験

研究会の検討の結果、導入を検討すべきとされた面接試験については、次の理由により、導入を見送る。

- ア 受験者への負担を考慮すると、試験日程の確保が困難であること。
- イ 面接試験導入の目的としては、受験者の受験動機や山岳ガイド活動への意欲等の人物評価、危急時の対応に関する知識等の確認を行うものであるが、これらについては、作文試験（動機、意欲）や筆記試験における記述式問題（危急時の対応）によりカバーできるものと考えらる。

9 既資格保有者の「専門とする案内山群」の追加について

(1) 既資格保有者の定義

ここで、「既資格保有者」とは次の者をいう。

- ア 長野県観光案内業条例に基づき許可を得ている、登山者を案内することを業とする案内人で、新たな制度移行後の自己申告により、一度「専門とする案内山群」を登録した者
- イ 新たな試験に合格し、資格を取得した者

(2) 既資格保有者の「専門とする山群」の追加

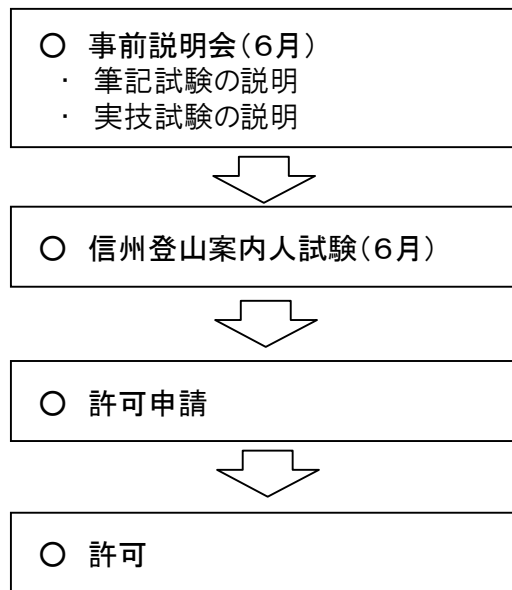
既資格保有者の「専門とする山群」の追加は、次の方法によるものとする。

- ア 通常の試験日に、選択問題のみ受験をする。受験資格は、通常の受験資格と同様とする。従って、追加を希望する山群について一定の山行歴が求められる。
- イ 通常の受験者と同じ基準に基づき判定された試験結果に基づき、合格者には「専門とする山群」の追加を認める。
- ウ 追加登録の場合、登録証（仮称）の有効期間は、追加前の登録証（仮称）の有効期間までとし、追加登録に基づく有効期間の延長はしない。

10 試験の実施スケジュールについて

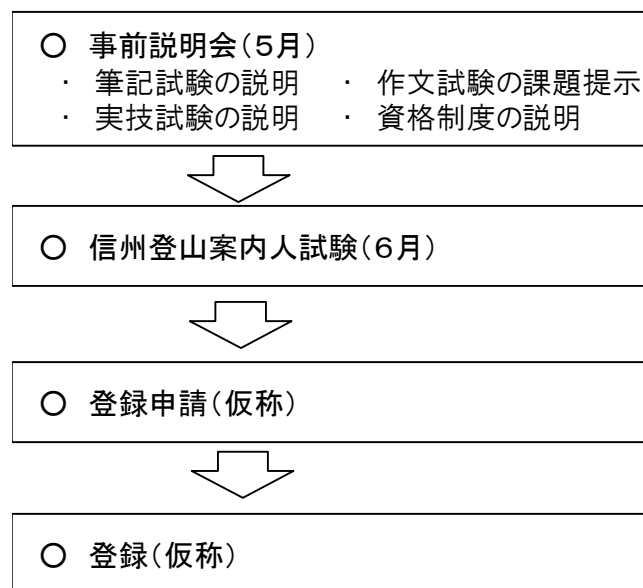
(1) 現状

本格的な夏山登山シーズンの前に試験を実施し、資格を付与することで、そのシーズンに資格が活用できるよう配慮している。



(2) 新たな実施スケジュール

事前説明会を試験前に余裕を持って開催し、受験者の受験準備に配慮する。また、そのほかのスケジュールは現行どおりとし、夏山登山シーズンに資格が活用できるよう引き続き配慮する。



11 研修について

長野県観光部は、信州登山案内人の知識、技術の向上に寄与するため、例年、信州登山案内人能力向上研修（座学及び実技）を開催している。

(1) 現状

ア 座学研修

- ・ 年間1会場でのみ開催している。
- ・ 山岳に関する一般的な知識をテーマとし、山の歴史や文化、もてなしに関するものは少ない。

イ 実技研修

- ・ 年間7～8会場で開催している。
- ・ 各登山案内人組合に協力を依頼して開催している。

ウ 参加形態

- ・ 信州登山案内人の参加は任意となっている。

(2) 検討結果

ア 座学研修

考えられる講義内容に応じて、講師をリストアップしておく必要がある。
また、研究会報告に基づき、研修の受講を資格更新の要件とすることから、受講者の利便性を配慮し、年間最低2会場で開催する必要がある。

なお、案内人組合においても、専門としている山群の歴史等の地域独自の情報について、伝達講習をするなど協力を依頼する。

(考えられる講義内容)

- ・ 一般的なガイド知識
- ・ 気象事例、遭難事例の紹介とケース別対処法
- ・ 長野県の山の歴史と文化
- ・ 最新の登山界の動向
- ・ 接客、おもてなし

イ 実技研修

現在の実施方法を踏襲し、各登山案内人組合に協力を依頼して開催する。

ウ 参加形態

資格の有効期間(3年間)のうち、座学・実技各1回の最低受講回数を義務付ける。

エ その他

長野県山岳総合センター及び国立登山研修所において開催されている登山講座において、適当と判断されるものがあれば、その受講をもって長野県主催研修を受講したものとみなすことも考えられる。

第3 事前説明会について

事前説明会については、参考図書や実技試験説明書の公表等により、受験者が年

間を通じて試験の情報を得ることができる状態となるため、実施方法を見直す。

- ・ 参考図書を指定し、試験問題を公開する方向であることから、スライドを使用した解説など、これまで事前説明会で行っていった筆記試験の詳細な説明については行わない。なお、平成 23 年度の試験は従来の試験であるため、試験問題は公開されない。
- ・ 平成 25 年度開催の説明会時には、平成 24 年度の試験問題が公開されていることが想定される。
- ・ 事前説明会における本県の登山案内人の歴史等の説明は、平成 23 年度と同様に行う。
- ・ 実技試験については、5（2）ウに記した説明書をパワーポイント等で説明する。
- ・ なお、実技試験の説明について、説明書の配布のみとすることに関係者の理解が得られれば、配布のみでとどめ、事前説明会は開催しないことも考えられる。その場合、実技試験の説明書、信州登山案内人制度の沿革等資料、作文試験課題等は受験関係書類とともにホームページで公開することにより対応する。

付属資料

信州登山案内人試験再設計作業部会委員名簿

信州登山案内人試験実施要領（案）

信州登山案内人試験受験案内（案）

実技試験の手順と注意事項（案）

作文試験答案用紙（案）

信州登山案内人試験山行履歴書（案）

信州登山案内人試験再設計作業部会委員名簿

(50音順)

氏名	役職	備考
かさぎ やすし 傘 木 靖	長野県山岳総合センター専門主事	
ひがし ひでのり 東 秀 訓	国立登山研修所専門職	委員長

平成〇〇年度信州登山案内人試験実施要領（案）

1 趣 旨

信州登山案内人の資質及び能力の向上を図り、もって長野県山岳観光の振興及び登山者の安全の確保に資するため、信州登山案内人条例（平成 24 年長野県条例第〇号。以下「条例」という。）第〇条の規定により、信州登山案内人試験を実施する。

2 実施主体

長野県

3 試験実施協力機関

長野県山岳総合センター

4 日時

(1) 事前説明会

平成 年 月 日 () 午前 時から

(2) 筆記試験及び実技試験

平成 年 月 日 () 午前 時から

5 場所

(1) 事前説明会

長野県大町合同庁舎講堂

(2) 筆記試験及び実技試験

長野県大町合同庁舎講堂及び長野県山岳総合センター人工岩場

6 受験対象者

条例に基づく登録を受け、信州登山案内人の名称を用いて県内において登山案内を行おうとする者

7 信州登山案内人の職能範囲

信州登山案内人の職能範囲は、次のとおりとする。

- ① 歴史や文化など長野県の山岳に関する幅広い知識を伝えること。
- ② 無積雪期における整備された登山道でのガイド行為
- ③ 四季を通じた自然に親しむことを目的としたハイキングにおけるガイド行為。
ただし、ロープを積極的に使用する岩壁等登攀は除く。

8 受験資格

- (1) 平成 年 4 月 1 日現在、満 20 歳以上の者であること。
- (2) 登山経験 5 年以上かつ山行日数 200 日以上（うち標高 1500m 以上の雪山経験 30 日以上及び長野県内山行日数 100 日以上並びに受験を希望する専門とする山群の山行日数 30 日以上）を有する者又はこれと同等レベル以上の登山経験を有する者であると県内登山案内人組合長が推薦する者
- (3) 救急法基礎講習（日本赤十字社）、上級救命講習（消防）若しくはこれらと同等レベル以上の救急法に関する講習を、受験申込書提出時を基準として直近 2 年以内（有効期間がある場合は、その期間内）に受講していること又は指導者資格保有者であることが望ましい。

※ (3) の講習の未受講者にあつては、登録申請時まで受講しておくこと。

9 試験等の種類及び内容

- (1) 筆記試験
 - ア 信州登山案内人としての基礎知識
 - イ 長野県内の山岳に関する知識
- (2) 実技試験
 - 安全確保技術（確保技術・下降技術等）、搬送技術

10 受験申し込み手続き

- (1) 受験申し込みに必要なもの
 - ①受験申込書（別添1）、受験票（別添2）、山行履歴書（別添3。受験資格の分かる内容であること）及び県内登山案内人組合長による推薦状意見書（別添4。該当者のみ）
 - ②写真2枚（①の受験申込書及び受験票に貼付。出願前3か月以内に撮影したもの。縦3cm程度×横2.5cm程度）
 - ③返信用切手（80円）を貼付した封筒（住所、氏名を記入したもの。受験票送付用）
- (2) 受験料（傷害保険料含む）
 - 〇〇円（長野県収入証紙を受験申込書に貼付し納付すること。）
- (3) 受験申込書の受付期間、受付時間及び受付場所
 - ①受付期間
 - 平成 年 月 日（ ）から平成 年 月 日（ ）まで
 - 郵送の場合は 月 日（ ）必着のこと。
 - ②受付時間
 - 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。ただし、休祝日を除く。
 - ③提出先
 - 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁
 - 長野県観光部観光企画課企画調整班
- (4) 受験票の発送
 - 受験申込書の受付後、受験票（別添2）を速やかに発送する。

11 試験当日の持ち物

- (1) 受験票
- (2) 黒鉛筆（シャープペンシル可）及び消しゴム
- (3) 作文試験答案
- (4) 返信用切手（80円）を貼付し、受験者の住所、氏名を記入した封筒（合否についての文書発送用）
- (5) 装備類
 - ア 確保技術・下降技術の実技試験に使用
 - ハーネス（レッグループ付き岩登り対応タイプ）、スリング（60cm程度のもの 4本、120cm程度のもの 2本）、カラビナ 10枚（うち安全環付 3枚）、下降器、確保器（確保器と下降器は兼用可）登山靴、ヘルメット、手袋、ヘッドランプ、雨具

イ 搬送技術の実技試験に使用

ザック、スリング、ストック、雨具、カラビナ

※スリング、カラビナは確保技術・下降技術の実技試験に使用したものと兼用可。

ウ その他の持ち物

受験票、筆記具、作文試験答案、返信用切手をはった封筒

(6) 昼食（但し、試験運営午前中で終了する人もいる。）

12 筆記試験及び実技試験の結果

平成 年 月（時期）に、郵送により、受験者あてに合否についての文書及び登録の申請手順についての案内を送付する。

13 事前説明会

信州登山案内人制度及び試験の内容の説明のため、事前説明会を開催する。

(1) 日時

平成 年 月 日（ ） 午前 時～

(2) 場所

長野県大町合同庁舎講堂

(3) 内容

信州登山案内人試験について（作文試験課題の提示、実技試験の内容等）

(4) 対象

平成 年 月 日（ ）実施の「信州登山案内人試験」を受験する者。

※受験申込者のみ参加できる。

平成 年度
信州登山案内人試験 受験案内 (案)

受験を希望される方々へ

この「手引き」は、「信州登山案内人試験実施要領」（以下「試験実施要領」という）を補完するために作成してあります。従いまして、**受験希望者は、まず「試験実施要領」をお読みください。**
なお、不明な点等がございましたら、ご遠慮なく下記までお問合せください。

【問い合わせ先】

長野県観光部観光企画課企画調整班

TEL: 026-235-7251 (直) 026-232-0111 (代) 内線3516、3517

○ 試験概要

1 受験受付期間 平成 年 月 日 () から 月 日 () (郵送の場合は必着)

2 提出書類等

受験申込時の提出書類	<input type="checkbox"/> 信州登山案内人受験申込書 (試験実施要領別添1) (添付書類) ・受験票 (試験要領別添2、必要事項を記入すること) ・山行履歴書 (試験要領別添3、受験資格を確認します。)、推薦状意見書 (試験要領別添4、該当者のみ) ・写真2枚 (縦30mm程度横25mm程度。同じ写真を受験申込書及び受験票に貼付する。) ・返信用切手 (80円) をはり、受験者の住所、氏名を書いた封筒 (受験票送付用) ・申込書には、 受験手数料 (傷害保険料含む) として長野県収入証紙〇〇円分を貼付 してください。
------------	---

※以下は、合格後の登録申請時に必要となる書類です。登録申請時にご提出ください。

登録申請時の提出書類	<input type="checkbox"/> 信州登山案内人登録申請書 (信州登山案内人規則様式第1号) (添付書類) ・信州登山案内人試験合格通知書の写し ・救急法基礎講習 (日本赤十字社)、上級救急講習 (消防) 若しくはこれらと同等以上の救急法に関する講習を直近2年以内に受講していること又は有効期間内であることを証明する書類又は指導者資格保有者を証明する書類 ・登録証に使用する申請者の写真 (申請前3か月以内に撮影したもの。無帽、正面、上半身、無背景。縦30mm、横25mm。カラー、モノクロいずれも可。) (登録手数料〇〇円…長野県収入証紙を購入の上、登録申請書に貼付してください。)
------------	---

3 試験日 (事前説明会) の日程と開催場所

事前説明会※	平成 年 5 月 日 ()	長野県大町合同庁舎講堂
試験	平成 年 6 月 日 ()	筆記試験: 長野県大町合同庁舎講堂 実技試験: 長野県山岳総合センター人工岩場

※試験内容等について説明しますので、試験を受験する方は事前説明会にご出席ください。

○ 事前説明会 5 / ()

1 会 場: 長野県大町合同庁舎講堂 (長野県大町市大字大町1058-2)

2 アクセス: 3 ページの地図をご覧ください。
(JR利用の場合: JR信濃大町駅から徒歩約10分)

3 日 程:

10:00~	受付
10:30~10:45	信州登山案内人制度の沿革について
10:50~11:30	実技試験の実施方法について
11:30~11:40	作文試験の課題について

○ 試験 6 / ()

1 場 所：筆記試験 長野県大町合同庁舎講堂（長野県大町市大字大町1058-2）
実技試験 長野県山岳総合センター人工岩場（長野県大町市大字常盤5638-47）

2 アクセス：3、4ページの地図をご覧ください。

3 日 程：

8:25～	受付（ <u>作文試験の答案を回収します。</u> ）
8:50～9:00	説明
9:00～10:30（90分）	筆記試験（大町合同庁舎講堂）
11:00～終了まで	実技試験（長野県山岳総合センター人工岩場） ※ 会場の「人工岩場」は、筆記試験会場（大町合同庁舎）とは別の場所です。 筆記試験終了後に各自移動していただきます。

〈持ち物〉

【確保技術・下降技術の実技試験に使用】

ハーネス（レググループ付き岩登り対応タイプ） スリング（60cm程度のもの4本、120cm程度のもの2本） カラビナ（10枚、うち3枚は安全環付） 下降器 確保器（※下降器と確保器は兼用可）

【搬送技術の実技試験に使用】

ザック スリング ストック 雨具 カラビナ

※ スリング、カラビナは確保技術・下降技術の実技試験に使用したものと兼用可。

【全ての実技試験に共通して使用】

ヘルメット（登山用） ヘッドランプ 登山靴 手袋 雨具

【その他の持ち物】

受験票 筆記具（黒鉛筆・消しゴム等） 作文試験答案

返信用切手（80円）を貼り、受験者の住所、氏名を書いた封筒（試験結果通知書送付用）

昼食（試験の進行上、午前中で終了する人もいます。）

4 筆記試験について

○ 筆記試験は、共通問題と選択問題を出题します。

- ・ 共通問題、選択問題ともに合格基準に達した場合に筆記試験の合格となります。
- ・ 共通問題、選択問題の出题分野は次表のとおりです。

出題分野	共通問題	選択問題
条例	○	
自然公園	○	
読図	○	
植物、植生	○	
動物（鳥類、昆虫類含む）	○	
気象、天気図	○	
登山常識	○	
セルフレスキュー	○	
長野県（選択した山群）の山岳一般（地域情報含む）		○
長野県（選択した山群）の山岳の歴史・文化		○
長野県（選択した山群）の登山ルート等		○

- ・ 共通問題は80問出題します。
- ・ 選択問題は、長野県内の山群を、①北アルプス、②中央・南アルプス、③八ヶ岳、④御嶽、⑤浅間・秩父⑥北信五岳・志賀高原・関田山脈 の6山群に分け、それぞれ10問出題します。
- ・ 選択問題の受験山群は、受験申込時に予め申し出ていただきます。
- ・ 選択問題は、1つの山群のみを選んで解答しても構いませんし、複数の山群を選んで解答しても構いません。6つの山群全てを解答しても構いません。
ただし、採点は1つの山群毎に行い、それぞれの山群毎に合格基準を設けます。
- ・ 合格基準に達した山群は、試験合格後の資格登録時に「専門とする山群」として、登録証に表記します。
- ・ なお、複数の山群を解答する場合でも、試験時間は90分間です。

- ・ 筆記試験の結果の判定は次表のとおり行います。

筆記試験の結果	共通問題	選択問題
合格	合格	選択した山群全て合格
合格(※)	合格	選択した山群のうち1つ以上合格
不合格	合格	選択した山群全て不合格
	不合格	選択した山群全て合格
		選択した山群のうち1つ以上合格
		選択した山群全て不合格

(※) 試験に最終的に合格した場合、登録証の「専門とする案内山群」の表記は選択問題が合格した山群のみとなります。

5 作文試験について

- ・ 作文試験は事前に課題を提示します。各自下記の要領により作成の上、**試験当日に受付で提出**してください。
- ・ 課題の提示時期：平成 年 月 日 () 事前説明会において (なお、事前説明会に出席できない方は、長野県ホームページで確認してください。 年 月 日 (予定) 以降掲載します。)

■ 作文試験実施要領

- ・ 事前説明会時に提示する課題に答えなさい。
- ・ 別添の指定用紙 (A 4 版) に横書き800字～1200字程度とします。なお答案は、指定用紙4枚までとします。
- ・ **自筆にて作成すること。(ワープロによる作成不可)**
自筆での提出とするのは、試験実施者が「提出物が丁寧に作成されていることが登山案内人に必要な資質 (物事に丁寧に接すること)」と考えるためです。

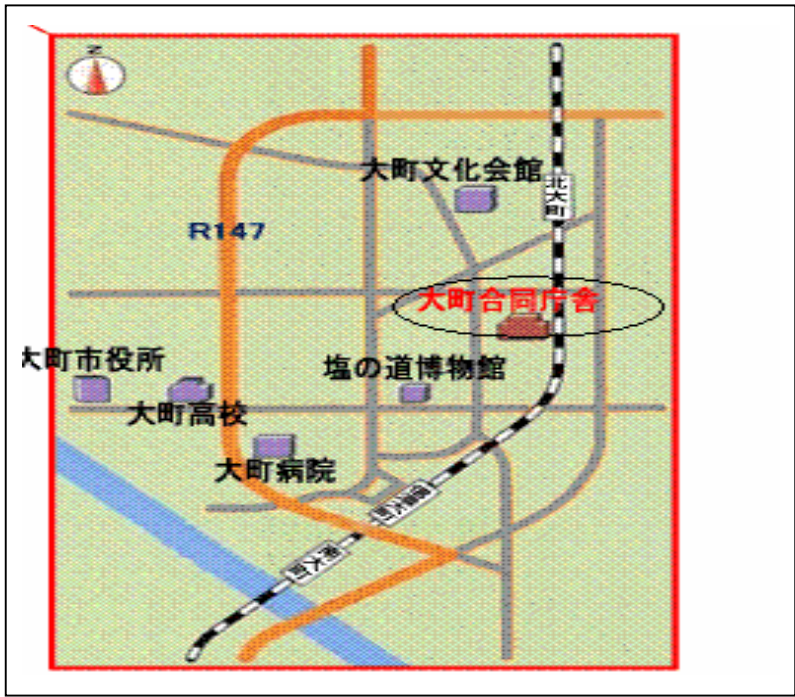
6 実技試験について

- ・ 実技試験では、下降技術、確保技術、搬送技術 (人を背負う技術) の試験を行います。
- ・ 実技試験の実施方法を解説した説明書を事前説明会で配布します。なお、事前説明会に出席できない方は、長野県ホームページで確認してください。 年 月 日 (予定) 以降掲載します。
- ・ 搬送技術に使用できる装備は、下記のとおりです。この装備は、<持ち物>に記載のとおりです。
□ザック □スリング □ストック □雨具 □カラビナ
※ スリング、カラビナは確保技術・下降技術の実技試験に使用したものと兼用可。
- ・ 搬送技術の試験は、次の観点で実施します。①筋力の試験ではないこと。②危急時にチーム全体が安全な場所へ移動できるかを判定すること。③ガイドが顧客を守る能力を見ていること。④危急時にリーダーシップを持って顧客の安全を確保することができるかを見ていること。
- ・ 搬送試験にあたっては、補助員を配置します。

7 試験の合格決定

筆記試験、実技試験、作文試験の全てに合格した場合に、信州登山案内人試験の合格となります。

○ 地図 事前説明会、筆記試験会場：長野県大町合同庁舎講堂

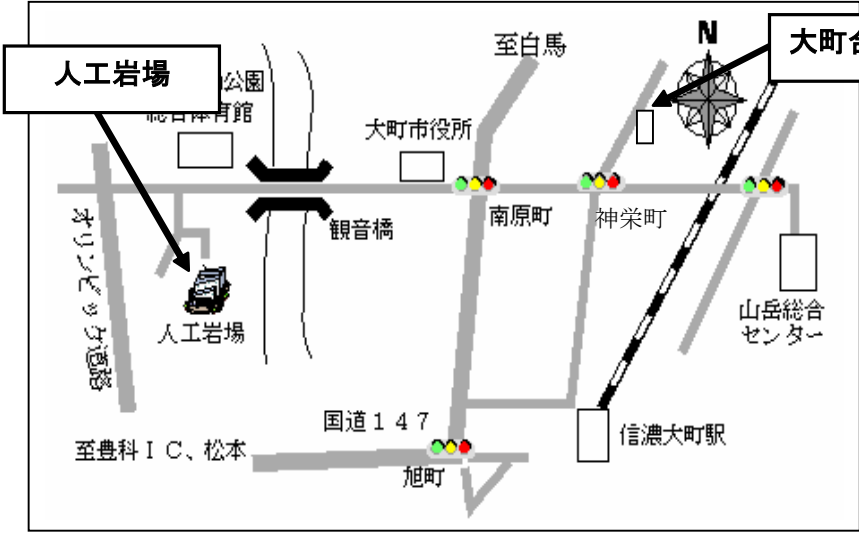


事前説明会会場○/○()
筆記試験会場○/○()午前

○長野県大町合同庁舎（長野県大町市大字大町1058-2）

- 【JR】大糸線「信濃大町駅」下車、または長野新幹線「長野駅」下車後大町行き急行バスで大町駅下車。徒歩10分。
- 【自動車】長野自動車道「豊科インター」から大町・白馬方面へ約40分。
- （会場問い合わせ先）長野県北安曇地方事務所 TEL 0261-22-5111（代表）

○ 地図 実技試験会場：長野県山岳総合センター 人工岩場



実技試験会場○/○()

- 長野県山岳総合センター人工岩場（大町市大字常盤5638-47（大町市運動公園内））
（試験日）
- 【自動車】大町合同庁舎から約5分。
（通常のアクセス）
- 【JR】大糸線「信濃大町駅」下車、または長野新幹線「長野駅」下車後大町行き急行バスで大町駅下車。タクシー5分。
- 【自動車】長野自動車道「豊科インター」から大町・白馬方面へ約40分。
- （会場問い合わせ先）長野県山岳総合センター TEL 0261-22-2773

「信州登山案内人試験」 実技試験の手順と注意事項(案)

1, 試験内容

(3級程度の岩場をテラスまで登ったあと)

- ①(テラスでの)確保技術
- ②(テラスからの)下降技術

(駐車場に設置したテントの中で)

- ③搬送技術



使用するテラス

2, 試験の手順及び注意事項

(1)確保技術 (持ち時間10分 ④から計測)

	受験者の動き	注意事項
①	試験員に受験票をわたしてチェックをしてもらい、受験票を受け取る。	
②	ロープを8の字結びでハーネスに結ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・ロープは、主催者が用意した9mmのダブルロープ1本(25メートル)を使用する。 ・末端処理をする。 ・受験者がロープをハーネスに結び終わった時点で、試験員が安全確保のためのトップロープ用ロープをセットする。(カラビナをビレイループにセットする方法で)尚このロープは、下降技術の試験が終了するまでセットした状態にある。
③	確保された状態でテラスまで登る。	<ul style="list-style-type: none"> ・テラスまでは、トップロープの状態に登る。 ・FIXされたロープを利用する事ができる。
④	受験者がテラスに着いたら、「始め」の合図でセカンド確保をする準備をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する支点は、決められたボルトを連結して使用する。 ・セルフビレイは、メインロープをクローブヒッチでアンカーに連結して行う。 ・安全環付きカラビナを使用すべき場所では、ロックした状態で安全環付きカラビナを使用する。 ・今回の試験では、グリップビレイおよび肩がらみ確保の方法は用いない。 ・安全確実な方法であれば、ムンターヒッチによる確保(半マスト結び)もよい。 ・フォロー確保機能付き確保器を使用する場合は、ロック解除操作ができること。 ・9mmのダブルロープに対応していない確保器は使用不可とする。 ・確保の際は手袋を着ける。
⑤	セカンド確保の準備ができたなら、お客役の補助員に登って良い内容の合図をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ロープの末端は、お客役の補助員に結ばれている。 ・お客役の補助員に、登って良い内容の合図の声をかける時は、セカンド確保のロープが、ピンと張られた状態である事。
⑥	お客役の補助員を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・お客役の補助員は、登っている途中墜落を模した状態になる。
⑦	お客役の補助員のロープに体重がかかり確保された時点で、確保技術の試験は終了。	<ul style="list-style-type: none"> ・お客役の補助員は、受験者とつながっているロープを自分ではずす。

①



②



②



③



④



⑤



⑥

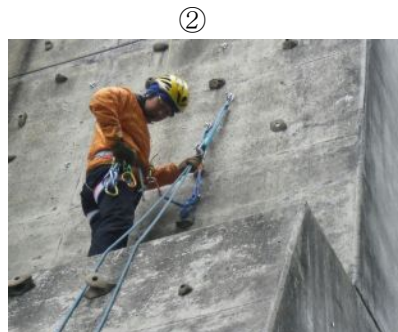


⑦



(2) 下降技術（持ち時間10分 ②から計測）

	受験者の動き	注意事項
①	試験員の指示に従い、注意事項に書かれている項目をする。	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフビレイを指示された支点到にセットする。 ・セカンド確保に使った装備を回収する。 ・ロープを引き上げ、ハーネスに結んだロープをはずす。
②	「始め」の合図で、懸垂下降の準備を始める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ロープは、セカンド確保で使ったロープを使用する。 ・懸垂の支点是予めセットされているので、ロープをセットするだけでよい。 ・安全環付きカラビナを使用すべき場所では、ロックした状態で安全環付きカラビナを使用する。 ・9mmのダブルロープに対応していない下降器は使用不可とする。 ・コールをしてロープを投げる。 ・手袋を着けた状態で下降する。
③	準備ができたなら、セルフビレイをはずして下降を開始する。	<ul style="list-style-type: none"> ・制動手で安全を確保されていない状態で、セルフビレイをはずさない事。 ・「巻き付け結び」等のバックアップは、してもしなくてもどちらでも良い。 ・下降開始前にロープに体重をかけて安全確認をすること。 ・個人の装備は、全てもって下降する。 ・下降の途中、試験員が「止まってください」と声を掛けるので、その場で下降を停止する。
④	地面まで降りてロープを回収する。ロープが地面まで落ちた時点で、下降技術の試験は終了。	<ul style="list-style-type: none"> ・ロープは巻かずに補助員にわたす。



(3)搬送技術（持ち時間10分 ②から計測）

①	試験員に受験票をわたしてチェックをしてもらい、受験票を受け取る。	
②	「始め」の合図で、背負い搬送をする準備を始める。	・搬送時の遭難者の想定は、「足に怪我をして歩くことができない遭難者が岩(椅子で代用)に座っている。この遭難者は、安全な場所へ搬送することが可能な身体状態である。」とする。 ・使用装備は、受験者が用意したザック、雨具、スリング、カラビナ、ストックのうちから自由を選べる。 ・協力者役の補助員2名の補助を得て、遭難者役の補助員を背負い搬送できる状態にする。 ・試験員の指示に従い、背負った状態でテント内の決められた範囲を移動する。
③	「終わり」の合図で、遭難者役の人を椅子に降ろす。降ろした時点で搬送技術の試験は終了。	

3. その他

- ・指定された装備以外のものを装着していた場合は、試験を受けることができない。
- ・危険と判断された場合にストップがかかり、試験はその時点で打ち切りになることもある。
- ・安全確保のため、確保技術と下降技術の実技試験中は常時ロープにより確保された状態とする。

受験番号 _____

氏 名 _____

氏名 信州 登

受験する専門山群 北アルプス

山岳名	年	月	山行日数 (A)	(A)のうち 長野県内の 日数	(A)のうち 1500m以上 の雪山日数	(A)のうち 受験する専 門山群の日 数
室堂～劔沢～劔岳～別山尾根	18	7	4	0	0	0
入笠山	19	7	1	1	0	0
常念岳～蝶ヶ岳	19	8	3	3	0	3
富士山	20	1	2	0	2	0
室堂～劔沢～劔岳～別山尾根	20	2	5	0	5	0
上高地～奥穂高岳～西穂高岳	20	6	3	3	0	3
白沢三股～餓鬼岳～燕岳～中房	20	6	3	3	0	0
上高地～槍ヶ岳	20	7	2	2	0	2
上高地～奥穂高岳～西穂高岳	21	7	3	3	0	3
乗鞍岳	21	7	1	1	0	0
地藏尾根～仙丈ヶ岳～北沢峠	21	7	2	2	0	0
碓氷新道縦走	21	8	10	7	0	5
富士山	21	8	2	0	0	0
妙義山	21	9	1	0	0	0
御嶽山	21	9	2	2	0	0
上高地～奥穂高岳～西穂高岳	21	11	3	3	3	3
上高地～奥穂高岳～西穂高岳	22	1	4	4	4	4
白馬大池～白馬岳～唐松岳	22	2	3	3	3	3
上高地～奥穂高岳	22	12	2	2	2	2
燕岳	22	12	2	2	2	2
飯綱山	22	12	1	1	1	0
常念岳	22	12	2	2	2	2
白馬岳～清水岳～祖母谷温泉	22	12	2	2	2	2
富士山	23	1	2	2	2	0
遠見尾根～五竜岳	23	2	2	2	2	2
常念岳	23	6	2	2	0	2
白馬岳～清水岳～祖母谷温泉	23	7	2	2	0	2
富士山	23	7	2	0	0	0
遠見尾根～五竜岳	23	8	2	2	0	2
トムラウシ山	23	8	3	0	0	0
白馬大池～白馬岳～唐松岳	23	9	4	4	0	4
蓼科山	23	9	1	1	0	0
根子岳～四阿山	23	9	1	1	0	0
劔岳	23	10	3	0	0	0
計	—	—	87	62	30	46

(参考)受験資格

登山歴5年以上

200日以上

100日以上

30日以上

30日以上